

平成24年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)



受贈者の氏名

第一表の三 (平成24年分用) (第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にし印を記入してください。

1 私は、平成24年分の贈与税の申告で初めて東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) 第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

2 私は、平成23年分の贈与税の申告から引き続き租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第16号) による改正前の震災特例法 (以下「旧震災特例法」といいます。) 第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

(単位は円)

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ	続柄	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	氏名		<input type="text"/>
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
住宅取得等資金の合計額		③4	<input type="text"/>
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ	続柄	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	氏名		<input type="text"/>
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
住宅取得等資金の合計額		③5	<input type="text"/>
非課税限度額 (注2)		③6	<input type="text"/>
贈与者別の非課税の適用	③4のうち非課税の適用を受ける金額	③7	<input type="text"/>
	③5のうち非課税の適用を受ける金額	③8	<input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③7+③8) (③6の金額を限度とします。)	③9	<input type="text"/>
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	③4のうち課税価格に算入される金額 (③4-③7) (③9に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	④0	<input type="text"/>
	③5のうち課税価格に算入される金額 (③5-③8) (③9に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	④1	<input type="text"/>

④0又は④1に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④0又は④1の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合(1にし印を記入した場合)で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」となります。
なお、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合(2にし印を記入した場合)には、「1,000万円-平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の非課税の適用を受けた金額の合計額」となります。

※ 税務署整理欄	整理番号	<input type="text"/>	名簿	<input type="text"/>	確認	
----------	------	---	----	---	----	--

※印欄には記入しないでください。

平成24年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)



受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にし印を記入してください。

1 私は、平成24年分の贈与税の申告で初めて東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

2 私は、平成23年分の贈与税の申告から引き続き租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

(単位は円)

住宅取得等資金の非課税	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
			住宅取得等資金の金額
	住所		平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	フリガナ	続柄	<input type="text"/>
	氏名		平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		<input type="text"/>
住宅取得等資金の合計額			③4 <input type="text"/>
住宅取得等資金の非課税	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
			住宅取得等資金の金額
	住所		平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	フリガナ	続柄	<input type="text"/>
	氏名		平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		<input type="text"/>
住宅取得等資金の合計額			③5 <input type="text"/>
非課税限度額 (注2)			③6 <input type="text"/>
税分	③4のうち非課税の適用を受ける金額		③7 <input type="text"/>
	③5のうち非課税の適用を受ける金額		③8 <input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③7+③8) (③6の金額を限度とします。)		③9 <input type="text"/>
	③4のうち課税価格に算入される金額 (③4-③7) (③9に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		④0 <input type="text"/>
	③5のうち課税価格に算入される金額 (③5-③8) (③9に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		④1 <input type="text"/>
④0又は④1に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④0又は④1の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

第一表の三 (平成24年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注1) 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合(1にし印を記入した場合)で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」となります。
 なお、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合(2にし印を記入した場合)には、「1,000万円-平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の非課税の適用を受けた金額の合計額」となります。